

甲佐町犯罪被害者等見舞金制度 Q & A

Q 1 見舞金制度の対象となる犯罪行為は具体的にどのようなものですか

A 1 故意に人の生命・身体を害する犯罪で、主なものとしては、殺人、強盗致傷、傷害、不同意わいせつ等致死傷などが該当します。したがって、空き巣や特殊詐欺などの財産に対する被害やSNSなどにおける誹謗中傷などの名誉に関する被害などの被害者は対象となりません。

Q 2 交通事故による被害は、見舞金制度の対象となりますか

A 2 この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は支給の対象とはなりません。なお、過失による交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 3 犯罪行為の事実はどうのようにして確認するのですか

A 3 この制度は、警察等が犯罪行為を認知していることが条件となりますので、申請者の同意に基づき、警察等に照会を行い確認します。

Q 4 見舞金の支給を受けられる人を教えてください

A 4 条例の施行日である令和7年4月1日以降に、犯罪被害に遭われた方や犯罪被害により亡くなられた方のご遺族になりますが、支給を受けられる方は、甲佐町に住民登録をされている方または配偶者暴力(DV)等の被害を受けやむを得ず住民登録をされずに甲佐町内に居住されている方に限られます。

Q 5 遺族見舞金の支給を受けられる「遺族」について教えてください

A 5 支給を受けられるご遺族は、犯罪被害者が亡くなられたときに、甲佐町に住民登録をされているご遺族または配偶者暴力(DV)等の被害を受けやむを得ず住民登録をされずに甲佐町内に居住されているご遺族になりますが、支給を受けられる優先順位は、

一位が、犯罪被害者の①配偶者(事実婚も含む)

二位が、犯罪被害者の収入で生活していた

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

三位が、それ以外の

⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

となります(○の数字が支給を受けられるご遺族の順位)。

なお、父母など第1順位のご遺族が複数いる場合は、当該ご遺族で協議して、お一人を代表者として申請していただくこととなります。ただし、第1順位のご遺族が支給申請をしない場合は、第2順位以降のご遺族は、支給申請をすることはできません。

Q 6 重傷病見舞金の支給要件である重傷病とはどういうものですか

A 6 重傷病とは、犯罪行為による負傷や疾病(精神的な疾病を含む)など身体への被害で、その治療期間が1か月以上かつ3日以上入院を要すると医師に診断された場合が該当します。なお、精神疾患の場合は、入院は要せず、治療期間が1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができないと診断された場合が該当します。

Q 7 労務に服することができないとはどういう状態ですか

A 7 労務に服することができないとは、就業者が就労することができない場合はもとより、学生等であれば学校に通学できない、無職の方であれば家事ができない、外出することができないなど、通常の生活を送ることができなくなった場合が該当します。

Q 8 重傷病見舞金を受け取った被害者が、当該犯罪行為が原因で亡くなられた場合、その方のご遺族に遺族見舞金は支給されるのでしょうか

A 8 ご遺族には、既に支給された重傷病見舞金の額を減じた額(20万円)を遺族見舞金として支給します。

Q 9 犯罪被害であれば、必ず見舞金の支給を受けることはできますか

A 9 次の場合は、見舞金の支給対象とならない場合があります。

- 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に3親等内の親族関係があった場合
ただし、18歳未満の犯罪被害者と第1順位遺族のほか、犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間の親族関係が破綻していたと認められる場合は除く。
- 犯罪被害者または第1順位遺族が、犯罪行為を誘発した場合や当該犯罪行為に関連して著しく不正な行為を行うなどその責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であった場合
- 犯罪被害者または第1順位遺族が、同一の犯罪被害で他の市町村(熊本県を除く)から見舞金の支給を受けていた場合
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

Q 10 見舞金の支給制限で、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるときは、どのような場合ですか

A 10 見舞金を支給することにより加害者の利益になる場合や、不適切な人間関係の中で発生した犯罪被害などが想定されます。例えば、加害者が同居している被害者の収入等金銭面を一切管理している中、見舞金を支給することで加害者の利益になる可能性がある場合や、犯罪グループの仲間である加害者と被害者において、仲間内の犯罪行為により傷害を負った場合などが考えられます。

Q11 甲佐町外の旅先で犯罪に巻き込まれた場合、見舞金を受け取ることはできますか

A11 犯罪の発生場所は、甲佐町内であるかどうかは問いませんので、支給要件を満たされる方は見舞金を受け取ることができます。

Q12 犯罪被害後に、甲佐町外へ転出した場合でも見舞金を受け取ることはできますか

A12 甲佐町外に転出されても、犯罪被害に遭われたときに、甲佐町に住民登録をされていた方または配偶者暴力(DV)等の被害を受けやむを得ず住民登録をされずに甲佐町に居住されていた方であれば、見舞金を支給します。

Q13 見舞金の支給申請はいつまでにすればよいのですか

A13 遺族見舞金については、ご遺族が警察等からの連絡により犯罪被害者の死亡の事実を知った日から1年以内、重傷病見舞金については、犯罪に遭われた方が医師から重傷病と診断された日から1年以内に行うこととなっています。ただし、怪我や体調の状況など、やむを得ない理由があるときは、申請期間を延長する場合があります。

Q14 代理の申請は可能ですか

A14 申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、見舞金の支給先(振込先口座の名義)は、原則として申請者本人のものに限られます。